

監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査
(小学校等現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のと
おり公表する。

平成19年9月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	高	野	新一

平成19年度定期監査（小学校等現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成19年 8月20日（月）午前10時～

中央小学校、栗野中学校

平成19年 8月21日（火）午前10時～

角鹿中学校、北幼稚園、東浦小中学校

2 監査の対象

各小学校等における平成18年度の消耗品の購入状況、現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各小学校等での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各小学校等における消耗品の購入状況、現金の出納状況、備品等の管理については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項について適切な指導、措置を講じられたい。

（1）消耗品等の購入について

消耗品等の購入にあたっては、その物品の使用目的及び使用量等を考慮し、良質なものをより安価で購入するよう指導をされたい。

（2）備品等の管理について

使用不能な備品等については、危険性もあることから適時に廃棄処分する等の指導をされたい。

（3）理科教材薬品等の管理について

- ① 全学校共通の「理科教材薬品取扱マニュアル」を作成し、理科教材薬品受払簿備付の徹底等、理科教材薬品の適正な管理について指導されたい。
- ② 保管庫等において管理されている薬品ビン及び実験器具等（特にガラス製）には、適切な転倒、転落防止策を講じるよう指導されたい。

(4) 防災対策について

- ① 天井からの「吊り下げ式テレビ」は、地震等によりテレビがテレビハンガーから落下するおそれがあるので、安全確保のため点検のうえ必要な措置を講じられたい。
- ② 古い暖房器具は、不完全燃焼を起こすおそれがあるので、点検のうえ使用するよう指導されたい。